

国別情報及びガイダンス

アフガニスタン：治安及び人道的状況

第 2.0 版

2015 年 8 月

序文

本書は、出身国情報（COI）に加えて、特定の種類の保護及び人権に関する申し立てに対処する上でのガイダンス（指針）を英国内務省（Home Office）の意思決定者に提供する。本書には、申請が、庇護、人道的保護、又は裁量許可（discretionary leave）の付与を正当化する可能性が高いものであるかどうか、また一申請の拒否が生じた場合—その申請が、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第 94 条に基づき「明らかに根拠がない」と証明される可能性が高いものであるかどうかという問題についてのガイダンスも含まれている。

意思決定者は、本書で取り上げているガイダンス、入手可能な COI、適用可能な判例法、関連する政策に関する内務省のケースワークガイダンスを含め、事案に固有の事実とすべての関連する証拠を考慮して、個別に申請を検討しなければならない。

国別情報

本書における COI は、(通常) 英語で出版された様々な外部情報源を基に編集されている。情報の関連性、信憑性、精度、客観性、通用性、透明性、追跡可能性については考慮されており、また、精度を保証するため、可能な限り独立系の様々な情報筋で用いられている情報を裏付けるのに必要な手立てが講じられている。本書で引用するすべての情報源については脚注に参照を記載している。COI は、2008 年 4 月発行の『出身国情報（COI）の処理に関する EU（欧州連合）共通ガイドライン』（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）、及び 2012 年 7 月発行の『欧州庇護支援事

務所の調査ガイドライン、出身国情報報告の方法論』(European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology) に準拠して調査され、示されている。

フィードバック

本書の目標は、英国国務省が提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することにある。したがって、閲覧者が本書についての意見を寄せたい場合には、電子メールにて連絡されたい。

国別情報に関する独立諮問グループ (Independent Advisory Group on Country Information)

国別情報に関する独立諮問グループ (IAGCI) は、英国国境庁独立主任検査官 (Independent Chief Inspector of Borders and Immigration) により、内務省の COI 資料の内容について同検査官に提言を行うために、2009 年 3 月に設立された。IAGCI は内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎している。内務省のいかなる資料、手続又は方針を承認することも、IAGCI の職務には含まれない。

IAGCI の連絡先：

国境庁独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN

E メール： chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI の業務に関する情報と IAGCI が審査した COI 文書のリストは、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> から閲覧することができる。

目次

序文

ガイダンス

1 はじめに

1.1 主張の根拠

2 論点の考察

2.1 対象者の説明は信用できるものであるか？

2.2 対象者は迫害に対しての確かな根拠のある恐怖を抱いているか？

2.3 対象者は、保護の付与から除外されることになるか？

2.4 アフガニスタンの人道的状況は、移送が ECHR の第 3 条の違反にあたるほど深刻であるか？

2.5 対象者が、そこにただいるだけで、生命又は身体への脅威となる現実の危害のリスクに直面すると信じる実質的根拠が存在するようなレベルで、アフガニスタンに無差別な暴力があるか？

2.6 リスクに晒されている者をアフガニスタン国内に再配置することができるか？

2.7 却下された場合、主張は、2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002) の第 94 条の下で「明らかに根拠がない」と証明しうる可能性が高いものか？

国別情報

3 主唱者

4 暴力の性質及びレベル

4.1 2010 年から 2014/2015 年までの傾向

4.2 女性及び子どもへの影響

4.3 暴力の地理的分布

4.4 カブール (Kabul)

5 人道的状況

5.1 国内避難民 (IDP)

5.2 援助作業員及び人権擁護者

6 帰還及び再統合

7 地図

バージョン管理及び連絡先

1 はじめに

1.1 主張の根拠

1.1.1 アフガニスタンの一般的な人道的状況は、移送が欧州人権条約（ECHR：European Convention on Human Rights）の第3条の違反にあたるほど深刻である。及び／又は

1.1.2 アフガニスタンの治安状況は、移送が2004年4月29日の欧州理事会指令（European Council Directive）2004/83/EC（「認定指令（Qualification Directive）」）の第15条(c)の違反にあたるほど、生命又は身体への脅威となる現実のリスクを示している。

2 論点の考察

2.1 対象者の説明は信用できるものであるか？

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指導書の第4節及び第5節を参照。

2.1.2 意思決定者は、前に英国ビザ又は別の形式の許可に関する申請がされていれば、これもチェックしなければならない。ビザに適合する庇護申請は庇護面接に先がけて調査されるべきである。ビザの適合、英国ビザ申請者からの庇護申請に関する庇護指導書を参照。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も考慮するべきである。言語分析に関する庇護指導書を参照。

[目次に戻る](#)

2.2 対象者は迫害に対しての十分に理由のある恐怖を有しているか？

2.2.1 国内の不安定な状態及び／又は法と秩序が破綻している状態は、それだけでは条約理由による迫害に対しての十分に理由のある恐怖を生じさせない。

2.2.2 しかし、ある者が国内の不安定な状態にある場所及び／又は法と秩序が破綻している場所から来ている場合でも、条約理由による迫害に対しての十分に理由のある恐怖を有していることもある。このことは、対象者が政府軍及び／又は多国籍軍を支援しているとされるために標的とされていることを含むかもしれないが、それに限定されない。アフガニスタン：政府軍及び／又は多国籍軍を支援している又は支援しているとされる人々における国別情報及びガイダンスを参照。

2.2.3 対象者が難民条約（Refugee Convention）に基づく保護の資格を得る場合、意思決定者は、欧州人権条約（ECHR）の第3条又は認定指令の第15条(c)に基づく保護の必要性について評価する必要はない。

2.3 対象者は、保護の付与から除外されることになるか？

2.3.1 人権侵害は、反政府勢力（暴力の性質及びレベルを参照）と親政府系武装集団の両者によって民間人に対して行われている。意思決定者は、ある者がかかる行為に関係又は関連していた、又は関係集団と一緒にいたことを考慮すべき重大な理由があるか否かを検討しなければならない。

2.3.2 もしそうであれば、意思決定者は、必要ならばシニアケースワーカー（Senior Caseworker）に助言を求めて、除外条項の1つが適用可能であるか否かを検討しなければならない。

2.3.3 ある者が難民条約に基づく保護から除外される場合、対象者は人道的保護からも除外されるが、ECHRの第3条又は認定指令の第15条(c)の違反に関する現実のリスクがあるならば、当該者は裁量許可又は限定的許可を与えられうる。

2.3.4 除外条項、裁量許可、限定的許可に関する詳細については、除外に関する庇護指導

書：難民条約の第 1 条 F、裁量許可に関する庇護指導書及び限定的許可に関する庇護指導書を参照。

2.4 アフガニスタンの人道的状況は、移送が ECHR の第 3 条の違反にあたるほど深刻であるか？

2.4.1 アフガニスタンの武力衝突は、甚大な数の国内避難民 (IDP) を発生させている。IDP の数は、2012 年から 2014 年までの間に約 400,000 人から 800,000 人へと倍増し、2015 年 3 月までに 850,000 人に上っている。全体として最悪の影響を受けた地域は、西部、中部及び南部地域である。以前にも増して多くの IDP が、アフガニスタンの主要都市中心部の非公式な居留地で暮らしている。避難民は、アフガニスタンの同等の人と比べて、教育程度がより低く、学校への在籍率がより低く、世帯収入がより少ないように見受けられる一方で、家族の人数がより多く、失業していて、食糧事情が悪いようである。

2.4.2 避難民の女性と少女は、元の家や村落で暮らしていた時よりも自由と機会が少ない生活に不釣り合いなほど、危害のリスクに晒された状態にあると考えられる。避難民の女性は、教育、健康及び雇用機会へのアクセスにおいて、性別のために著しく強まった制約に直面している。過密状態で生活する状況は、女性に対する暴力のリスクを増大させる。多くの者が家庭内暴力と強制結婚に晒されている。避難民関連の特別な脆弱性は、不十分な生計機会と生活水準だけでなく、子ども、高齢者、障害者及び家庭内暴力を含む暴力の被害者の状況にも当てはまる。(女性及び子どもへの影響と国内避難民 (IDP) を参照)

2.4.3 上級裁判所 (Upper Tribunal) は、AK (第 15 条(c)) アフガニスタン CG [2012] UKUT 00163(IAC) において、カブールにいるかなりの数の都市貧困者や IDP 住民が、困窮又は最低生活水準で生き抜くための能力の欠如に苦しんでいるといった証拠はほとんどないと判示した (第 225 項)。同裁判所はさらに、英国からカブールへの帰還者の帰還及び再統合パッケージの重要性は誇張されるべきでないが、にもかかわらず、同パッケージにより帰還者は他の IDP よりも良好な立場に置かれていると指摘した。(第 224 項)

2.4.4 2012 年に国別ガイダンス事例である AK が公表されて以降、アフガニスタンの人道

的状況は、それが全体として、ECHR の第 3 条に反する現実の危害のリスクを表すほどには、悪化していない（人道的状況を参照）。しかし、意思決定者は、帰還者が、各自の個別の脆弱性を理由に、人道的状況の結果として ECHR の第 3 条に反する現実の危害のリスクに直面しうるかどうかを、各事案の事実に基づいて検討しなければならない。考慮すべき要因は、年齢、性別、病状、体の不調、障害、子どもへの影響、その他の家庭の事情、居住機会、自活する能力、利用可能な支援組織などである。

2.4.5 意思決定者は、英国によってアフガニスタンに送還されるすべての人が、英国にいる間に彼らが自主的帰還支援（Assisted Voluntary Return）を申請したかどうかにかかわらず（内務省に代わりレフュジー・アクション（Refugee Action）によって運営される「選択」計画）、又は強制送還されたかどうかにかかわらず、彼らの生活再建のために支援が提供されることも考慮すべきである。国際移住機構（IOM : International Organization for Migration）は、英国政府によるすべての帰還者のための再統合プログラムの一部として再統合準備を提供する。IOM の強制送還者向けの再統合支援は個人の帰還後 3 ヶ月まで、自主的帰還支援の場合は 6 ヶ月までの間利用可能である。

2.4.6 詳細については、人道的保護に関する庇護指導書を参照。

2.5 対象者が、そこにただいるだけで、生命又は身体への脅威となる現実の危害のリスクに直面すると信じる実質的根拠が存在するようなレベルで、アフガニスタンに無差別な暴力があるか？

2.5.1 ECHR の第 3 条とは異なり、認定指令の第 15 条(c)は民間人にのみ適用されるものであり、対象者は真正の非戦闘員でなければならず、紛争の当事者であってはならない。これには、真に、かつ恒久的に武力活動を放棄した元戦闘員を含めてもよい。

2.5.2 第 15 条(c)に基づく保護の必要性評価は、対象者が難民保護又は人道的保護の必要性を確立することができない場合にのみ行われるべきである。したがって意思決定者は、対象者を危険な状態に晒す可能性のある対象者の個々の状況に関連する特定の要因があるかどうかを検討しなければならない。

2.5.3 2012年初めまでの証拠を考慮して2012年5月に公表された、国別ガイドランス事例である AK (第15条(c)) アフガニスタン CG [2012] UKUT 00163(IAC) において、上級裁判所 (UT) は、民間人の死傷者数の上昇とアフガニスタンにおける武力衝突の地理的範囲の拡張にもかかわらず、全体として見た同国における無差別的暴力のレベルは、認定指令の第15条(c)の意味の範囲内で、民間人が同国にただいるだけで彼の生命又は身体への現実のリスクに直面することを意味するほどの高いレベルにはなかったと判示した。(第249項 B(ii))

2.5.4 AK において上級裁判所は、「[攻撃の]大部分は、政府又は国際機関がオフィスを置くエリアか、その職員が頻出するエリアに集中している」と述べて、帰還者が最も生活するであろうカブール市の部分は「都市又はその近郊の最も貧しいエリア」であり、無差別的暴力の影響をあまり受けないと判示した。(第226項)

2.5.5 上級裁判所はさらに、(現在、ガズニー (Ghazni) を含むとは思われるがカブールを含むとは思われない) 暴力の影響を最もひどく受けている地方でさえ、無差別的暴力のレベルは第15条(c)の域に達していないと判示した (第249項 Bii 及び iii)。カブール市について、上級裁判所は、「・・・同市は約500万の人口を抱えると報告されており、カブール州は最も暴力的な州のいかなるリストにおいても重要な州となっていないという事実に鑑みれば、第15条(c)の域への何らかの関与についての議論は、主に民間人の死亡者数に基づく場合、[民間人の死亡者数が最大の州であるカンダハール (Kandahar) やヘルマンド (Helmand) よりも、また、暴力事件の発生が著しく増加している州であるガズニーよりも] ずっと弱いと判示した。(第219項)

2.5.6 2012年5月の AK の公表以来、(過小報告されるかもしれない) UNAMA 数値によれば、アフガニスタンの民間人の死亡者と負傷者の数は増大した。2010年から2014年にかけて民間人の負傷者数が絶えず増加した一方、死亡者数は変動し、2010年と比べて2011年に増加したが、その後2012年と2013年には減少し、2014年には再び増加して民間人の犠牲者は10,548人(死亡者3,699人と負傷者6,849人)となり、2009年に記録が開始されて以来単年では最高の民間人死傷者数となった。(暴力の性質及びレベルを参照)

2.5.7 治安関連の事件による最悪の被害地は、すべての事件の 68 パーセントが発生した南部、南東部、東部地域であり、中でもナンガルハール (Nangarhar) 州が最も不安定である。比較的安全な都市部以外の、特に国の南部、南東部、東部地域における多くの郡では、アフガニスタン治安部隊と政府軍の駐留が郡の中心部に限られており、民間人の大規模な集団がしばしば保護を受けられないままとなっている。アナリストとメディア情報源は、2014 年後半のカブールにおける暴力の著しい急増と 2015 年 5 月半ばのカブールにおけるテロ攻撃の急増を指摘した。(暴力の性質及びレベルを参照)

2.5.8 にもかかわらず、暴力の影響を直接受ける民間人の比率は低いままになっている。CIA ワールド・ファクトブック (World Factbook) は人口を 31,822,848 万人 (2014 年 7 月) と推定している。2014 年に死傷した民間人の数から見て、この間に人口の 0.03% が直接身体的に暴力の影響を受けた。(暴力の性質及びレベルを参照)

2.5.9 上級裁判所での (Naziri 及び Ors, R (申請による) 対内務省国務長官事件における (JR-範囲-証拠 (IJR) [2015] UKUT 437 (IAC) (2015 年 7 月 27 日)) 2015 年 7 月 21 日の司法審査の決定では、2012 年以来具体化している実質的な一連の証拠を考慮して、AK (第 8 項) において公表されたガイダンスを再考することが適切であると主張された。しかし、上級裁判所は次のように判示した。「司法審査の異議の限度と実施された審問の範囲内で、我々は AK において公表された現在の国別ガイダンスから逸脱することに正当な理由を見出せない。特に、我々は、厳格な第 15 条(c)のテストに合格するには証拠は不十分なものであると認める」。(第 95 項)

2.5.10 2015 年 2 月に、当時新たに任命されたアフガニスタンの Hussain Alami Balkhi 難民帰還大臣によって出された、アフガニスタンの治安状況は安定していない、また、国の 80 パーセントは不安定かつ危険である (帰還及び再統合を参照) との声明に加え、帰還に関する覚書 (MoU) の再交渉までの強制送還の一時停止について出されたコメントは、英国とアフガニスタンとの MoU の見直しについての公式交渉の開始まで英国の帰還プログラムを継続するとの合意に達した、アフガニスタン政府と継続中の協議も含めた当時の発展の文脈において考慮されるべきである。さらに、国の 80 パーセントが不安定かつ危険

であるという Balkhi 大臣のコメントは、ECHR 第 3 条又は認定指令の第 15 条(c)のいずれかに基づく保護のための法定テストの評価と見なされるべきではない。

2.5.11 上級裁判所は、Naziri 及び Ors において「我々は、最終的に、Balkhi 大臣の声明が、孤立し、公認されなかった意見についてのものであり、特定の時点で、本人がそれ以来放棄している打ち捨てられたあぜ溝を掘り起こしているようなものであったと考える…大臣によって出された最も新しい声明は…アフガニスタンの 3 つの州を非常に危険であると特に強調していた。これは、彼がアフガニスタンの 34 の州のうち 2 州のみ安全であると主張した、この不連続な一連の出来事の初頭における彼の声明と対照的な立場を取っている。我々は、彼の個人的な姿勢が展開したことは明らかであると考え」との見解を示した。(第 80 項)「さらに、彼の政府における大臣の地位を考慮すれば、我々は、その後の出来事に鑑み、調査中の出来事の当初に大臣が採用した立場を Balkhi 大臣自身が覆したと認める」。(第 79 項) (帰還及び再統合を参照)

2.5.12 第 15 条(c)の一般的なリスクがない場合でも、意思決定者は、それにもかかわらず対象者をリスクに晒すかもしれない対象者の個々の状況に関連した特定の要因があるかどうかを検討しなければならない。

2.5.13 認定指令の第 15 条(c)に基づいた主張をどのように検討するかの詳細については、人道的保護に関する庇護指導書を参照。

[目次に戻る](#)

2.6 リスクに晒されている者をアフガニスタン国内に再配置することができるか？

カブール

2.6.1 国別ガイダンス事例である AK において、カブール市が実行可能な国内再配置の選択肢であったかどうかを評価する際に、上級裁判所は、「その都市における暴力のレベルだけでなく、その都市の貧困層が経験している難題とそこに住む多くの国内避難民 (IDP) も(「安全」と「妥当性」の両方の評価において) 考慮する必要がある」との見解を示した。

しかし、同裁判所は、「これらの考慮事項は、一般にカブールへの帰還を危険又は不合理なものにしないであろう」と指摘した。(第 249 項 B(iv)) 意思決定者は、カブールへの国内再配置を検討する際に、カブールの現在の人道的状況を考慮しなければならない。(カブール及び国内避難民 (IDP))

女性

2.6.2 国別ガイダンス事例である AK において、同裁判所は、「それにもかかわらず、このような立場は (カブールやその他の国内再配置の可能性のある場所の両方に関連して) 一定のカテゴリーの女性に適している。英国内務省の現行のアフガニスタンに関する OGN の趣旨は、男性の支援ネットワークのある女性は国内再配置することができるかもしれない一方で、『…独身の女性と世帯主である女性の国内再配置を期待することは不合理である』(2012 年 2 月の OGN、3.10.8) ということであり、裁判所はこれと異なる見解を採用するための根拠を見いだせない」(決定の第 249 項 B(v)) との見解を示した。そのような立場は依然として変化していない。(上記の第 2.4.2 項も参照)

カブール以外の地域

2.6.3 AK において、上級裁判所は、「ガズニーに関連して…我々は、(同市自体ではないものの) その州のかなりの数の郡がタリバン (Taliban) の支配下にあることが認められると指摘しており、タリバンへの家族支援の経歴を持つ者が困難を抱えるだろうと言っている訳ではないものの、そのような郡のほとんどの民間人にとって、そのことは、彼らをそこへ再配置することを不合理としうる要因であるということを排除しない。多くは事案の特定の状況に依存するであろう。しかし、我々は、タリバン支配郡の外部で、国内再配置が一般に不適切であろうとは認めていない。」(第 244 項)

2.6.4 結論づけているわけではないものの、上級裁判所は国内移動に関する次のような所見を示した。「…我々は、我々の前にある証拠のいずれも、カブールから他の主要都市及び町までの移動の主要なルートが、普通の民間人にとって第 15 条(c)に係るほど深刻な強さで暴力を経験していることを示してはいないと言わざるをえない。主要都市及び町から村

までの移動となると見解は異なるかもしれない。我々はこの点について、Giustozzi 博士が…『最も無差別的な暴力は、本質的に無差別的である圧力式地雷の形で発生している。リスクは主に、州及び郡の都市と村をつなぐ道路にある。』と述べたことを指摘する。この種のルートは、タリバン及び／又は他の反乱者の支配下にあるかもしれない、それゆえ、個別のアプローチを必要とするであろう。FCO 等が、移動に対して警告する移動ガイダンスを、アフガニスタンの一定の部分（ガズニーを含む）について出したことは確かであるが、彼らは法律の基準を適用しようとしてそれを行っているわけではない。」（第 245 項）

2.6.5 UNHCR が支援する帰還プログラムの下で、2015 年の第 1 四半期（1 月 1 日から 3 月 31 日まで）に 12,218 人のアフガニスタン難民が、パキスタンとイランからアフガニスタンに帰還しており、アフガニスタンの 2 つの州を除くすべての州に再配置された。必要な証明書類を持たないアフガニスタン国民を含む、パキスタンからのアフガニスタン帰還者について、帰還家族はパキスタンでの家庭と職場の急襲と同様に強制と嫌がらせが発生したことを報告しており、クナル（Kunhar）州とクンドゥーズ（Kunduz）州のような最も帰還の多いエリアは衝突が多発していると報告されている。多くの帰還者が家族の村に行くことができず、アフガニスタン国内で二次的避難を行った。

2.6.6 第 15 条(c)の文脈において、一般に、ある者がカブール以外のアフガニスタンの一部に移転することは妥当であるかもしれないが、意思決定者は、特定の対象者の個々の状況を十分に考慮して、個別的に国内再配置の関連性と妥当性に慎重な考慮を払わなければならない。国内再配置が提案される場合、意思決定者は、再配置予定地のアクセス可能性も検討しなければならない。

2.6.7 国内再配置の検討に関する詳細については、信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指導書の第 8.2 節、及び国内再配置に関する庇護指導書を参照。

2.7 却下された場合、主張は、2002 年国籍、移民及び庇護法の第 94 条の下で「明らかに根拠がない」と証明しうる可能性が高いものか？

2.7.1 主張が却下されることになる場合、2002 年国籍、移民及び庇護法の第 94 条の下で

「明らかに根拠がない」と証明しうる可能性はありそうにない。

2.7.2 証明に関する詳細については、非停止上訴に関する庇護指導書：2002 年 NIA 法第 94 条の下での証明を参照。

[目次に戻る](#)

国別情報

3 主唱者

3.1.1 反政府勢力（AGE）に関する情報については、国別情報及びガイダンス、アフガニスタン：政府軍及び／又は多国籍軍を支援している又は支援しているとされる人々、及び親政府の部隊についての詳細も含む EASO 出身国情報報告：アフガニスタンの治安状況を参照を参照。

[目次に戻る](#)

4 暴力の性質及びレベル

4.1 2010 年から 2014/2015 年までの傾向

4.1.1 国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA：United Nations Assistance Mission in Afghanistan）は、2009 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの間に紛争関連の暴力により民間人の犠牲者が 47,745 人（死亡者 17,774 人と負傷者 29,971 人）出たと記録した。民間人の負傷者は 2010 年から 2014 年にかけて徐々に増大した一方、死亡者数は変動しており、2010 年に比べて 2011 年には増加し、2012 年と 2013 年には減少したが、2014 年には再び増加に転じ、10,548 人（死亡者 3,699 人と負傷者 6,849 人）という記録的な民間人の被害者が出たが、これは 2009 年に記録を開始して以来、単年での民間人死傷者数の最も高い数字となっており、2013 年に比べて民間人死亡者が 25 パーセント、負傷者が 21 パーセント増加して、死傷者数全体では 22 パーセント増加した。UNAMA が、その報告において示した統計は完全なものではないと主張していることは留意しなければならず、彼らが

活動を行っている環境に特有の限界を考慮してみると、民間人死傷者数は過小に報告されているかもしれない。UNAMA は、2014 年におけるすべての民間人犠牲者の 72 パーセントは AGE に責任があるとし、14 パーセントは親政府系部隊に責任があると述べた。死傷者数の 10 パーセントは、民間人死傷者が出た原因を具体的な当事者に帰することができない地上戦によるものだった。

民間人の死亡者及び負傷者
2009 年～2014 年 1 月～12 月

死亡者 負傷者

出典：UNAMA、アフガニスタン年次報告書 2014 年

4.1.2 2015 年の第 1 四半期（1 月 1 日から 3 月 31 日まで）に、UNAMA は 1,810 人の民間人死傷者（死亡者 655 人と負傷者 1,155 人）を記録しており、2014 年の同じ期間に比べて 2 パーセント減少したが、女性と子どもの死傷者数は増加した。（女性及び子どもへの影響も参照）

4.1.3 UNAMA は 2015 年 5 月 11 日に次のように報告した。

「2015 年 1 月 1 日から 5 月 10 日まで、タリバンは法曹人と裁判所への 11 回にのぼる個別の攻撃について運営するウェブサイト上で犯行声明を出したが、その結果として民間人死傷者数は 114 人（殺害された者 28 人と負傷者 86 人）にのぼり、2014 年の同じ期間よりも 600 パーセント以上増加した。UNAMA は 2015 年のこの期間に、司法当局者の誘拐、脅迫、威嚇及び嫌がらせについて、さらに 6 件の事件を記録した」。（国別情報及びガイダンス、アフガニスタン：政府軍及び／又は多国籍軍を支援している又は支援しているとされる人々を参照）

4.1.4 UNAMA によると、「2014 年における国際的軍事部隊からアフガニスタン国家治安部隊への治安上の責任の完全な移譲は、アフガニスタン全土の民間人の保護に非常に大きな影響を与えた。多国籍軍の縮小、特にアフガニスタン軍地上部隊への戦闘航空支援の縮

小は、タリバンや他の反政府武装勢力が一部の地域において大規模な地上作戦を開始する機会を増やす結果につながった」という。2014年に多国籍軍がアフガニスタンから撤収し、米軍部隊の人数が減少すると、AGE とアフガニスタン治安部隊（ANSF : Afghan national security forces）による地上作戦が増大した。2014年に、地上戦による民間人の死傷者は2013年に比べて54パーセント増加し、地上戦は2014年における民間人犠牲者の主要な原因となり、女性と子どもの死亡者にとっては最大の原因となった。国連は2014年11月16日から2015年2月15日までの間に治安関連の事件を5,075件記録したが、この数字は2013/2014年における同期間に比べて10パーセント以上、2012/2013年の同期間に比べると33.2パーセント増加している。合計では、2014年に22,051件の治安関連の事件が記録されており、2013年に比べて10パーセント増加した。最悪の被害地は、すべての事件のうち68パーセントが発生した南部、南東部、東部地域で、中でもナンガルハール州が最も不安定だった。多くの重要地区の支配を目論み、2014年4月と6月に行われた選挙を大きく混乱させようとする反政府勢力の企てを阻止するために、アフガニスタン治安部隊は対策を講じた。しかし、記録された治安関連事件の全体数の増加は、反政府勢力によるアフガニスタン治安部隊への攻撃の高まりを示している。反政府勢力とアフガニスタン軍の死傷者数がかかりの数に上るとの未確認の報告は、紛争がますます消耗戦の様相を呈するようになったと示唆している。

4.1.5 2014年12月から2015年1月までの間に発生した治安関連事件は、2001年以来毎年同期間に比べて最も多くの数が記録されたが、その原因の一つとして冬の気候が比較的温暖だったことが挙げられており、紛争に関係するすべての当事者が冬期間も作戦行動を継続することが可能になったとされる。

4.1.6 ANSF と AGE との地上戦は、2014年における民間人死傷者発生数の主要な原因となったが、紛争の両陣営とも、民間人居住区域において、迫撃砲、ロケット弾、手榴弾の使用の増大など、高性能爆発武器システムを使用する傾向が高まった。地上戦の結果としての民間人死傷者数は、2012年と比べて2014年には2倍以上になった。

地上戦による民間人死傷者
2009年～2014年 1月～12月

死亡者 負傷者 合計

出典：UNAMA、アフガニスタン年次報告書 2014 年

4.1.7 民間人死傷者の総数は、2015 年の当初 3 ヶ月間に—2014 年の同時期と比べて—減少したが、地上戦に起因する死傷者数は 8 パーセント増えており、やはり民間人死傷者の主要な原因になっていた。

4.1.8 即席爆発装置（IED：Improvised Explosive Devices）が原因となった民間人死傷者の数は、2014 年に過去 4 年間と比較して最多となった。しかし、IED による死亡者数は、2010 年、2011 年、そして 2013 年に比べてわずかに減少した。UNAMA は 2014 年に 2,978 人の IED による民間人死傷者（死亡者 925 人と負傷者 2,053 人）を記録したが、2013 年よりも 3 パーセント増大した。

4.1.9 2015 年の第 1 四半期に、IED は 155 人の死亡者と 275 人の負傷者をもたらし、民間人死傷者に対する第 2 の主要原因だったが、その数は 2014 年の同期間に比べると 19 パーセント減少した。

IED による民間人死傷者

2009 年～2014 年 1 月～12 月

死亡者 負傷者 合計

出典：UNAMA、アフガニスタン年次報告書 2014 年

4.1.10 自爆テロと複合攻撃は 2014 年に増大し、1,582 人の民間人死傷者が出る原因になった。部族の長老、文民の政府及び司法当局者、イスラム教宗教指導者（mullah）の殺害などの対象を絞った殺害は、2013 年と比べて 5 パーセント減少したが、それでもその数は 1,114 人の民間人死傷者（死亡者 752 人と負傷者 361 人）に上った。それ以外の民間人死傷

者発生の原因は、爆発性戦争残存物（2012年以降、その被害者数は2倍以上になり、2009年以来最多となった）、多国籍軍による空爆作戦、断頭と他の部位の切断を含む AGE による即決処刑、紛争のすべての当事者による誘拐と不法な殺害であった。タリバンへの反対を表明した民間人に対する、タリバンによる民家への放火事件も発生した。特に標的とされた者の特徴に関する詳細については、国別情報及びガイダンス、アフガニスタン：政府軍及び／又は多国籍軍を支援している又は支援しているとされる人々を参照。

4.1.11 2014年に、UNAMAは、「親政府武装勢力が民間人に対して行う人権侵害は、アフガニスタン当局がこうした武装勢力に責任を課すこと、また、被害を受ける民間人やコミュニティを保護することに広い範囲にわたって失敗していることと相まって、著しく増大した」ことを認めた。2015年3月のヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の報告書は、「タリバン政権崩壊から13年以上経っても、アフガニスタン国民は政府及び軍当局とその職員による重大な人権侵害の被害を受け続けている。加害者が責任を問われることはまれであり、被害者は法的な補償をほとんど得ることができない。こうした刑罰逃れは、アフガニスタン政府と軍、警察、裁判所を含む政府機関が、実力者や国内の多くの地域で活動する民兵組織に挑む能力を欠いていること、あるいはその気がないことに基づいている。ハミド・カルザイ（Hamid Karzai）前大統領の政権は、多くの実力ある軍族を任用したが、その他の者に立ち向かうことに失敗した一方、その他の多くは多国籍軍から資金を得て共に活動し、アフガニスタンの社会構造の中で自らの政治的立場をさらに揺るぎないものにしていった」と指摘する。同報告書は、「大量殺戮、殺人、強姦、拷問、暴行、強制失踪、窃盗、恣意的拘禁の容疑。これらの人権侵害の加害者は、当局の中に地位を得ている者か、その後ろ盾を得て活動している者である」と説明する。

[目次に戻る](#)

4.2 女性及び子どもへの影響

女性に対する国内避難の影響については第5.1.4節を参照。

4.2.1 UNAMAは2014年に、民間人死傷者数の全般的増加に加え、2009年に記録を取り始めて以来、最も多い数の女性民間人死傷者を記録した。2013年と比べて、2014年には女

性死傷者—死亡者 298 人及び負傷者 611 人—が 21 パーセント増加した。一年間に平均して各週 17 人の女性が紛争の結果死亡又は負傷したことになる。地上戦は、女性民間人死傷者の半数以上の原因となった。

4.2.2 女性は、紛争の被害者であることに加えて、夫が死亡又は負傷した場合、家族に唯一の収入をもたらす働き手になる立場に置かれているが、ほとんどの女性は仕事にありつくことができず、長期にわたってネガティブな社会的・経済的影響に晒されている。政府によって経済的補償は提供されるものの、UNAMA がインタビューした 60 人の女性のほとんどは、補償を利用する方法を知らなかったか、一度きりのわずかな支払い額しか受け取っていなかった。ほとんどの女性は、彼女らを養ってくれる拡大家族に依存していた。

4.2.3 UNAMA は、インタビューした 60 人の女性のうちの 4 人に 1 が、夫を失ったことに続いて、「暴言、実家からの排除、再婚の強制、身体的虐待、社会的追放」などの（親族とコミュニティのより広い範囲の人々からの）暴力に苦しんでいるものの、多くはコミュニティからの新たな寛容さや支援を感じているとも報告した。UNAMA がインタビューしたすべての女性は、夫が死亡又は負傷して以来、家計の状況がかなり悪化したと述べた。

4.2.4 2014 年には前例のない数の子どもの死傷者が発生し、2013 年から 40 パーセント増加した。UNAMA は、2,474 人の子どもの死傷者—平均で毎日 7 人の死亡者又は負傷者—を記録した。2013 年と比べてすべての原因において子どもの死傷者数が増加し、地上戦によるものが 65 パーセント増加、IED によるものが 21 パーセント増加、爆発性戦争残存物（ERW）によるものが 14 パーセント増加した。性的暴行事件も記録され、紛争のすべての当事者が行っていた。2014 年に、支援及び戦闘の役割の両方における子どもの募集と使用が国中で行われたと認められた。

4.2.5 子どもの教育、特に女子の教育は、アフガニスタンで進行中の紛争による影響を受けている。少なくとも 500 の学校が治安上の脅威のため国内各地で閉鎖されており、UNICEF の数値によれば、300 万人のアフガニスタンの子ども（その 60 パーセントが女子）が、一度も学校に通ったことがなかった。教育省（Ministry of Education）は「アクセスの課題」について次のように報告した。

- ・ 推定 1200 万人の学齢期にある子どもと若者のうちの約 42%又は 500 万人が教育にアクセスできない。
- ・ 5000 を超える学校に、使用可能な建物、境界壁、安全な飲料水又は汚物処理施設がない。
- ・ 学校に通うのに長い距離を歩くことと安全／適切な学習環境の不足が、学校教育への女性の参加にとって主要な障害になっている。
- ・ 都市部と農村部の 412 郡のうち 200 郡で、第 10 学年～第 12 学年に登録する女子生徒が一人もいない。
- ・ 都市部と農村部の 412 郡のうち 245 郡で、独身の有資格女性教員が一人もいない。
- ・ 有資格女性教員の 90%が、9 つの主要都市中心部（カブール、ヘラート（Herat）、ナンガルハール（Nangrahar）、マザール（Mazar）、バダフシャーン（Badakhshan）、タハール（Takhar）、バグラーン（Baghlan）、ジョウズジャー（Jozjan）、ファールヤブ（Faryab））に配置されている。
- ・ 453 の学校が、いまだに閉鎖されているか、過去 2 年間に破損しており、結果として 300,000 人の生徒が学校教育を奪われている。また、約 1100 万人の成人が読み書きをできない。

[目次に戻る](#)

4.3 暴力の地理的分布

4.3.1 2015 年 1 月付の「EASO 出身国情報報告書：アフガニスタンの治安状況」は、暴力事件、暴力の影響、紛争に関係する当事者を含めて、アフガニスタンの治安状況についての地域的な概説を示している。

4.3.2 UNAMA は、「比較的安全な都市部以外の、特に国内の南部、南東部、東部地域の多くの郡で、アフガニスタン治安部隊と政府軍の駐留は郡の中心部に限られており、しばしば民間人の大きな集団が保護されないままで放置されていた。… 2014 年に、特に北部、北東部、南東部地域では—しばしば州及び郡政府当局が同調した—一連の武装集団の急増と勢力拡大についての懸念が高まった。UNAMA は、政府が対処していない、親政府系武

装集団によって民間人に対して行われた人権侵害の増加を認めた。この刑罰免除一及び説明責任の欠如一は、国内の一部地域における不安定性の増大と民間人に対する保護の減少の一因となった」と認めた。

4.3.3 2014年にはアフガニスタンのすべての地域で、地上戦による民間人被害者が増大した。その大部分は、死傷者数が2013年と比べてほぼ3倍になった南部で生じており、それに続くのが東部地域で、次が北部、首都圏、南東部、北東部、西部地域だった。最多の民間人死傷者数はヘルマンド（Helmand）州で記録され、次がクナル（Kunar）州とファールヤーブ州だった。

4.3.4 戦争研究所（Institute for the Study of War）は、2014年に、大規模なタリバンの攻撃がヘルマンド州、特に Sangin 郡で発生し、9月のアフガニスタン軍と多国籍軍による掃討作戦にもかかわらず、タリバンが年末までに同郡に帰還したと報告した。隣接するカンダハール州、ファラー（Farah）州、ニームルーズ（Nimroz）州、ウルズガン（Uruzgan）州でも攻撃が行われた。同報告は次のように付け加えた。

「2014年のタリバンの攻撃パターンは、その前の2年間とは違っていた。タリバンは2014年後半に、しばしば大規模な同時攻撃によって、国内各地の郡の中心部と検問所に対し、注目を引く手口の攻撃を実施した。これらの要因は、2014年に過去6年間で最も高い死傷者率を、アフガニスタン治安部隊とアフガニスタンの民間人の両方にもたらした。カブール以外の地域にタリバンが駐留し続けていることは、遠隔地にある郡の中心部を標的に軍事衝突が展開されていること、さらにはタリバンが自らを立て直し、その軍事能力を強化することができることを示している。この継続する脅威は、2015年には、より大きな治安上の課題に関する条件に影響を及ぼすだろう。カブールにおける注目を引く手口の攻撃の拡大は、タリバンが首都においても欧米の関係者の存在を脅かす能力を維持していることを示している。… 北部、北東部、西部の地域では、2014年の地上戦による民間人被害者が2013年と比べて2倍になった。南部地域では、地上戦による民間人被害者はほぼ3倍に達した。アフガニスタンの周辺部地域におけるタリバンの活動は、この国全体の安定にとって重大である。顕著なタリバンの活動は、南部地域、東部の諸州、カブール、アフガニスタン北部といった、4つの別個のタリバン組織において発生した。2014年に農村地域で増大したタリバンの存在は、タリバンが安全な避難場所を開発し、カブールなどのより重

要な標的に対する攻撃を開始することを可能にした」

「… 2014 年の夏から秋にかけての暴力のうねりは、アフガニスタン南部が依然としてこの国の最も不安定な地域であることを証明している。… 2014 年の戦闘シーズン、特に 2014 年 9 月と 10 月には、ウルズガン州近隣でのタリバンによる深刻な攻撃と小競り合いも増大した。ウルズガン州、ダーイクンディー（Daikundi）州、そして西部のガズニー州は、中央アフガニスタンにおけるタリバンの聖域としての役割を古くから担ってきたサンギン（Sangin）の東に位置する遠隔・山岳地域を構成する。… 2014 年のガズニー州東部での環状道路（Ring Road）周辺におけるタリバンの攻撃は、タリバンの分派組織によって行われたものと思われる。… UNAMA の民間人死傷者統計によれば、タリバンの活動はアフガニスタン北部の州でエスカレートした。反乱者は、特にクンドゥーズ州、サーレポル（Sar-e Pul）州、ファールヤーブ州において大規模な領地を奪取し、保持した。これらの州は、2010 年に ISAF 軍が押し寄せる前まではタリバンの影響力の中心にあった。IMU やヘズブ・エ・イスラミ・グルブッディーン（HiG : Hezb-e Islami Gulbuddin）などその他の反政府グループの支援によって、タリバンはこれらの地域で、非パシュトゥーン人（Pashtun）が多数を占める北部諸州においてその存在を拡大するために、パシュトゥーン人コミュニティを利用した。北部地域の多くでは ANSF の影響力が希薄であり、タリバンはこれらの地域の複数の場所に基本的な行政構造を確立したと伝えられている。」

民間人死傷者：

地域別の地上戦

2009 年～2014 年 1 月～12 月

首都圏 中央高地 東部 北東部 北部 南東部 南部 西部

出典：UNAMA、アフガニスタン年次報告書 2014 年

4.3.5 前年と同様に、UNAMA は、国内の南部、南東部、東部地域で IED による民間人死傷者の最も多い数を記録し続けており、最も多い数が記録されたのは、ヘルマンド、カンダハール、ナンガルハール、ファールヤーブ、ホースト（Khost）、ガズニーの各州だった。

4.3.6 2015年4月22日に、タリバンは、Azm（決断）と名付けられた毎年春の攻撃を4月24日に開始する予定であると発表し、その主要な標的が「外国の占領軍、特にその永久的軍事基地、… 傀儡政権の当局者、その軍隊、特にその諜報部員、内務省職員、防衛省職員」であると述べた。タリバンは、2015年4月24日にアフガニスタン政府の建物で、国内各地の108ヶ所での攻撃を開始し、バグラム（Bagram）の米空軍基地で「多数の米国人を殺害し、負傷させ」と主張したが、死亡者は一人も報告されなかった。

4.3.7 2015年4月の報告で、UNHCRは、2015年2月半ば以来、軍事行動がヘルマンド州北部の複数の郡、特にサンギン、カジャキ（Kajaki）、Musa Qala、Nawshadを標的としたと述べた。トロニュース（Tolonews）は、2015年2月に、アフガニスタン全土で848件の治安関連事件が発生し、その多くは南部のヘルマンド州で起きたが、ナンガルハール、カンダハール、ヘラート、クナルでも多数の治安関連事件が発生したと報じた。2015年3月初頭に、地上作戦は西部地域のMarjia、シスタニ（Sistani）、ナダアリ（Nada Ali）に変更された。3月に、ヘルマンドでは90件の治安関連事件（国内最多）が発生し、ガズニー、ヘラート、ナンガルハール、カンダハールのそれぞれが続いた。アフガニスタン軍は、3月の間に国内各地で約400件の暴動鎮圧出動を行ったとされる。バーミヤン州とサマンガーン州で2月に、バーミヤン州とパンジシール（Panjshir）州では3月に、事件が1件も記録されなかった。

4.3.8 ドイツェ・ヴェレ（DW : Deutsch Welle）は、2015年4月4日に次のように報じた。「アフガニスタンの多くの郡がタリバンの占領下に入った。報道では、『アフガニスタン政府は、武装勢力が南東部諸州のほとんどの郡を占領していることを認識している』と伝えられている。ある警察官はDWに、匿名を条件として、『政府軍は州都しか支配していない』と語った。『我々（警察）は、これらの州の首都でしか働いていない。我々は州内地域には足を踏み入れない』。内務省のスポークスマンは、いかなる重大な脅威についてもその存在を否定した。

4.3.9 2015年4月には、合計で900件の治安関連事件をトロニュースが報じており、3月の治安関連事件と比べて全体で28パーセントの増加を示した。主に自爆攻撃による民間人

死傷者も 169 パーセントの増加を示した。調査によって、全部で 254 人の民間人が自爆攻撃、武力攻撃、路上地雷、その他の反乱関連事件により命を失ったことが判明した。2015 年 4 月 18 日に、ナンガルハール州の州都、ジャラーラーバード (Jalalabad) での自爆攻撃で少なくとも 35 人の人々が死亡し、他に 100 人を超える人々が負傷した。4 月 24 日に、クンドゥーズ州のアフガニスタン治安部隊 (ANSF) が駐留する陣地がタリバンによって攻撃された。軍事衝突はイマームサヒブ (Imam Sahib)、Qala-e-Zal、Gor Tapa の各郡、クンドゥーズ市内の区域、Chahrdara、と Aliabad で発生した。クンドゥーズ政府当局は、190 人のタリバン兵士が戦闘において死亡したと報告した。2015 年 4 月には、ヘルマンド、ヘラート、ナンガルハールに加え、ファールヤーブ、ファラー、クナルの各州でも激しい戦闘が生じた。4 月に最も安全な州であると報告されたパーミヤン州とダーイクンディール州では、治安関連事件は 1 件も記録されなかった。

4.3.10 アフガニスタン・アナリスト・ネットワーク (Afghanistan Analysts Network) の共同ディレクター、Thomas Ruttig は、戦闘で ANSF のよく知られた弱点の一部、すなわち(「ゴースト兵士」と「ゴースト警察官」を生み出す) 腐敗と現在の報告システムの両方のせいで隠されている募集問題によって悪化している可能性がある、異なる部隊(軍隊、警察、地元警察)間の統合の不足が露呈したと主張した。これらの戦闘は、タリバンがさまざまな地域で大規模かつ同時的な軍事行動を展開することができるものの、軍事的勝利までの道のりはまだまだ遠いことも示している。

4.3.11 2015 年 5 月 7 日に、アフガニスタン内務省 (MIA) は、過去 24 時間に、ANSF のテロ鎮圧作戦がカブール、クナル、バグラーン、クンドゥーズ、ファールヤーブ、バダフシャー、サーレポル、カンダハール、ザブル、ウルズガン、ガズニー、パクティヤー、ヘラート、バードギース、ヘルマンドの各州で実行され、武装反乱勢力に 166 人の死傷者と 15 人の逮捕者が出たと報告した。2015 年 5 月のトロニュースの治安関連報告は、国内各地で 1,000 件を超える治安関連事件が発生し、そのほとんどが南部のカンダハール州で起きたと述べている。ウルズガン、カンダハール、ナンガルハール、ヘルマンド、ヘラートの各州は、それぞれが 5 つの最も危険な州として報告された。

4.3.12 MIA のウェブサイトは、対テロ活動に関する定期ニュースを配信している。

4.4 カブール

4.4.1 戦争研究所 (ISW) は次のように報告した。

「アナリストとメディア情報源は、2014年7月から12月までの間に、カブールで暴力が著しく増加したと一様に指摘した。カブールでの暴動による暴力は2014年7月に増大し、2015年3月まで一定した水準の激しさを維持した。これらの攻撃において、武装勢力は、アフガニスタン政府と、外国軍と外務関係の人員、アフガニスタン治安部隊、欧米のNGOを含めた欧米の関係者を主な標的にしていた。ISWの推定によると、2014年にカブールでは、2013年に記録された攻撃が29回だったのに比べて、少なくとも77回の攻撃が生じた。IHS ジェーンズ (IHS Jane's) による分析はこの評価を支持するものであり、2014年には少なくとも80回の攻撃が生じ、2013年に記録された攻撃の数のやはり2倍に上ることを示している。」

4.4.2 2015年5月半ばにカブールではテロ攻撃が急増し、少なくとも26人の死亡者と80人以上の負傷者が出た。5月13日には、カブールパーク・パレスホテル (Kabul Park Palace Hotel) に対する激しい攻撃により14人が死亡した。5月16日にカブール大学 (Kabul University) のキャンパスで起きた爆発で、2人の教授が週末の間負傷したまま放置された。5月17日に、Kart-e-Naw 付近で起きた爆発の後に、続いて Hawashenasi 道路上で爆発が発生し、2人の若い姉妹を含む3人が死亡、20人が負傷した。5月17日にカブール空港付近で起きた自爆攻撃により、3人が死亡、少なくとも18人の負傷者が出た。5月19日に、司法省 (Ministry of Justice) の建物の脇で自動車爆弾が爆発し、5人が死亡、他に少なくとも43人の負傷者が出た。2015年5月4日までのカブールにおける治安関連事件の時系列記録については、「ACCORD—オーストリア出身国及び庇護研究ドキュメンテーションセンター (Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation) : Themendossier zu Afghanistan: Allgemeine Sicherheitslage in Afghanistan & Chronologie für Kabul, 2015年5月4日」を参照。

4.4.3 国連事務総長（UN Secretary General）は、治安状況を含むアフガニスタンの状況についての四半期ごとの更新情報を提供している。民間人の保護に関する報告は、UNAMAによって半年ごとに発表されている。

[目次に戻る](#)

5 人権状況

5.1 国内避難民（IDP：Internally displaced persons）

5.1.1 アフガニスタン政府は、国内避難民に関する国家方針（National Policy on Internally Displaced Persons）を2014年2月に策定し、2014年9月に実施した。同方針は、国連及びNGOとの共同作業により、アフガニスタンにおけるIDPの権利を守ることを目指したものである。

5.1.2 アフガニスタンの武力衝突は、強制移動の主要な原因である。2015年3月現在で、2002年以来約850,000人のIDPがUNHCRによって記録されており、2015年3月には21,000人を超える人々が避難民になったと報告された。2014年には自然災害のために約23,000人が、また、紛争により166,000人以上が避難民化した。IDPの数は2012年に約400,000人だったが、2014年には800,000人と倍増した。紛争による強制移動の影響を受けた最悪の地域は西部、首都圏、南部地域であり、2015年3月に最も多くの避難民が出たのはファールヤブ州とヘルマンド州だった。最も一般的な強制移動の要因は、地上戦、AGEによる脅迫と威嚇、種族間の紛争などである。その他の原因は、社会全般の不安定性、犯罪、越境砲撃などである。強制移動のパターンは主に局所的であり、IDPが農村の郡部から州都に移動すること、又は州の境界を越えて同じ地域の隣接する州に移動することのいずれかを意味している。UNHCRは、強制移動に関する主要な州の状況について、毎月最新情報を提供している。

5.1.3 ますます多くのIDPが、アフガニスタンの主要都市中心部の非公式居留地で暮らすようになっている。避難民は、アフガニスタンにいる避難民ではない人に比べて、読み書きのできない人の割合が高く、学校登録率が低く、世帯収入が少ない傾向が強い一方で、

より人数の多い世帯で生活し、失業していて、食糧事情が不安定なことが多い。避難民の女性と少女は、元の家や村落で暮らしていた時よりも自由と機会が少ない生活には不釣り合いなほど、危害のリスクに晒された状態にあると考えられる。貧しい都市居留地で暮らす IDP の影響を調査した調査研究によると、避難民の女性は、教育、医療、雇用へのアクセスにおいて、性別から来る著しく強い制約に直面している。彼女らは、以前には享受することができたような自由、社会資本、ネットワークを失っている。

5.1.4 女性に対する暴力、その原因と結果についての国連特別報告者（Special Rapporteur）による 2015 年 5 月の報告は、「紛争の結果として過去数年間にわたり国内強制移動が著しく増加している。強制移動のその他の原因は、一般化した暴力、深刻な人権侵害、自然災害、開発プロジェクト、人為的原因による災害などである。2014 年 9 月末の時点で、アフガニスタンには 755,011 人の国内避難民がいたと報告されている。アフガニスタンの国内避難民は、キャンプではなく主要な都市の郊外にある非公式居留地で暮らしている。過密な生活状況は、女性に関する暴力のリスクを増大させている。女性の多くは家庭内暴力と強制結婚の被害者になっている。さらに、農村から都市環境への移動を含む伝統的な住宅条件の転換は、女性が中庭、庭園、村の保護による利益を得ることができないというように、女性の行動の自由に影響を及ぼす」と指摘した。

5.1.5 同様に、サミュエル・ホール（Samuel Hall）は次のように報告した。「データは、新しい環境に技能の面で適合できない IDP は、国内強制移動の結果として世帯収入を減らしていることを示している。高い失業率のせいで、収入は不規則かつ不十分であり、また、強制移動の間の基本的需要を賄うために借金が蔓延（90%以上）している。土地保有の安全性と適切な住宅の欠如、そして非公式な居留地が、健康と保護に関する懸念を増大させている。女性と子どもは特に複合的な保護リスクに対して脆弱であり、IDP の子どもの 3 分の 1 以上が教育機会を得られていない。強制移動に関連する特別な脆弱性は、不十分な生計機会と生活水準だけでなく、子どもや年配者、障害者及び家庭内暴力を含む暴力の被害者の状況にも当てはまる。… アフガニスタンにおける評価は、IDP が一般に、特に強制移動の最初の段階において、他の貧しい人々よりも脆弱であることを明らかにした。すなわち、1) IDP はより不安定な住宅事情において生活している、2) IDP は強制移動の初年度に、より大きな食糧事情の不安を示す、3) IDP は劣悪な衛生条件・状態において生活して

おり、電気、水、衛生施設といった不可欠なサービスが十分に利用できていない。しかし、彼らのニーズは現在の援助のレベルによって完全に満たされるわけではない」。

5.1.6 現地の人道的状況についてのさらなる情報は、以下の情報源から得ることができる。

アフガニスタン政府難民間題省 (Afghan Government Ministry of Refugees and Repatriations) –この情報源は、アフガニスタン政府によって IDP に提供された援助に関する情報を与えてくれる。

アフガニスタン調査評価ユニット (AREU : Afghanistan Research and Evaluation Unit) 刊行物

英国・アイルランド機関アフガニスタングループ (BAAG : British and Irish Agencies Afghanistan Group) 供給源

ICRC (赤十字) アフガニスタン国ページ

国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Centre) –アフガニスタン

IRIN ニュースアフガニスタン国ページ

リリーフウェブ (Relief Web) アフガニスタン国ページ

UNHCR アフガニスタン国ページ

国連事務総長報告書 (V. 人道的援助を参照)

国連 OCHA 人道的対応–アフガニスタン

[目次に戻る](#)

5.2 援助団体及び人権団体

5.2.1 2015年4月のICRC事務局長 (Director of Operations) の報告によると、「アフガニスタンの人道的ニーズは減っていない。ニーズは増えている。我々は、戦闘が激しさを増していると理解している」。ICRCは、2015年の最初の3ヶ月間に、遠隔地域から、また、戦線を越えて医療施設にたどり着いた345人の負傷者を救護した—その数は前年の同時期と比較して19%増加した。

5.2.2 2013年12月の時点でアフガニスタン政府に届け出のあった人道的団体は2,320団体であり、こうした組織で働いている人は90,000人に上ったが、その大多数はアフガニスタン国民であった。アフガニスタンの援助活動従事者は、重大な治安上の課題に直面している。スタッフの死亡と負傷は、意図的に標的とされた攻撃において、又は他の標的に対する爆破の影響として、IEDにより引き起こされてきた。NGOスタッフの死傷者のかなりの割合が、IEDによるものだった。IEDの影響は、具体的な直接的コストを伴って、アフガニスタンで活動しているNGOにとって日常の現実となっている。これらは財政的コスト（GPS追跡ソフトウェアや装甲車などの高価な緩和又は回避戦略）、時間と効率性のコスト（あまり直行的ではないものの、より安全なルートである代替案の識別）、あるいは評判のコスト（地域社会からNGOを遠ざけること、又は軍事的存在とあまりにも強く関係すること）であるかもしれない。これらすべては、多くのNGOが、望み通りに援助を与える又は活動することができるかどうか、又はそもそも活動することができるかどうかについての選択に直面するのを余儀なくされるような、紛争中の競争的な環境に大きく関連している。

5.2.3 援助活動治安状況データベース（AWSD：Aid Worker Security Database）によると、アフガニスタンでは2014年に、116件の治安関連事件において42人の人道的活動従事者が殺害された。合計で126人の援助活動従事者が紛争の被害者（死亡、負傷、誘拐を含む）になった。2013年には、44人の死亡者を含めて167人の死傷者が出た。国際NGO安全機構（INSO：International NGO Safety Organisation）は、2014年にアフガニスタンで、50人の人道的援助活動従事者の死亡者、54人の負傷者、149人の誘拐、合計232件の事件を記録したが、それに対して2013年には死亡者30人、負傷者73人、誘拐117人、合計228件の事件だった。UNAMAによると、2014年には57人の援助活動従事者が死亡したという。国連人道調整官（UN Humanitarian Coordinator）は、ピープル・イン・ニード（People in Need）の国内スタッフ9人が、バルフ（Balkh）州ザリー（Zari）郡にあるその施設への攻撃により、2015年6月2日に死亡したと報告した。「この最近の攻撃は、援助活動従事者がアフガニスタンで働く際に直面する困難と、彼らが払う受け入れざる犠牲を浮き彫りにしている。2015年の開始以来、26人の援助活動従事者が死亡し、別に17人が負傷して、40人が誘拐された」。

5.2.4 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、女性の人権活動家が、女性の権利を促進し、保護する上での彼女らの言動のためだけでなく、彼女らが公的生活において女性であることによっても標的とされると報告した。これらの女性は、社会における女性の役割についての文化的、宗教的、社会的規範に反抗していると見なされる場合に、特に脆弱である。アムネスティ・インターナショナルは、女性の人権擁護者には特に既存の支援と保護サービスが欠けていることを認めた。彼女らには資源が不足しており、限られた能力に対して無理を強いられており、適正な安全対策を欠いている。

5.2.5 医療へのアクセスは、武装集団による医療施設の占拠、検問所での故意の遅延と嫌がらせ、医療車両と人員への攻撃を含めた治安状況のために妨害された。医療従事者と医療施設に対する攻撃が生じた。アフガニスタン救援開発調整機構 (ACBAR : Agency Coordinating Body of Afghan Relief and Development) は、NGO から、治安検問所からあまりにも近い場所に設置されている、兵士が医療施設を監視基地として又はシェルターのために使っている、また、オートバイの使用を武装勢力と結び付けて考えた治安部隊によって援助活動従事者のオートバイが破壊されたために、一部の医療施設が閉鎖を余儀なくされたとの報告を受けた。

5.2.6 援助団体を直接対象としたさらなる情報については、国別情報及びガイダンス、アフガニスタン:政府軍及び／又は多国籍軍を支援している又は支援しているとされる人々、第 2.2 節、対象集団、人権団体、人道的活動団体、医療従事者を参照。

[目次に戻る](#)

6 帰還及び再統合

6.1.1 UNHCR の帰還援助プログラムの下で、2015 年の第 1 四半期 (1 月 1 日から 3 月 31 日まで) に、12,218 人のアフガニスタン難民が、パキスタンとイランから、アフガニスタンに帰還したが、2014 年の同期間に帰還した 2,346 人のアフガニスタン難民と比べて、かなりの増加を示している。2015 年 1 月以来、パキスタンからの帰還の傾向は、ペシャワール (Peshawar) の学校へのテロ攻撃 (KPK) を受けて増大した。これは、難民が、逮捕、勾留、地元の地主による賃貸借契約の終了、事業所の閉鎖、地元の警察によるゆすりと嫌が

らせなどの問題の増加に直面しているせいである。UNHCR がインタビューしたパキスタンからの帰還者のうち、約 60 パーセントの原動力となった要因として、治安状況の改善が挙げられた。帰還は国内の 2 つの州（パンジシール（Panjsher）と Nuristan（ヌリスタン））を除くすべての州で起きた。大多数は東部と首都圏地域に帰還した。UNHCR は、2015 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、イラン（49,071 人）とパキスタン（4,519 人）からの 53,590 人の必要な証明書類を持たない（非難民）アフガニスタン国民の強制送還も記録した。

6.1.2 パキスタンからのアフガニスタン人帰還者について報告する 2015 年 2 月の国連事務総長報告は、「帰還家族の大多数がカシミール、カイバル・パクトウンクワ（Khyber Pakhtunkhwa）、パンジヤブの各地域から帰還しており、平均して 15 年から 25 年間にわたってそれらの場所に居住していた。帰還家族は、アフガニスタンに帰還することが唯一の実行可能な選択肢であったと語っており、インタビューを受けた者の多くが、家庭と職場への急襲に加え、強制と嫌がらせの発生を報告した」と指摘する。UNOCHA は次のように報告する。「IOM は 53,000 人を超える自発的帰還者（2014 年の同期間よりも 14 倍多い流入）を記録した。UNHCR は、2014 年の同期間と比べて 5 倍以上多い、必要な証明書類のある帰還の著しい増加を目撃した」。また、次のようにも報告されている。「クナル州とクンドゥーズ州のような最も帰還者の多い地域では、紛争が多発している。非常に多くの帰還者が、出身地の村に帰ることができず、アフガニスタン国内で二次的強制移住を行った。帰還者の 30 パーセントが援助を必要としている。カブールの IOM のスポークスマン、マシュー・グレイドン（Mathew Graydon）は、我々には 10 パーセントを援助するための資源しかなく、何らかの援助を受け取れるのは、最も脆弱な者に限られることを意味すると述べた」。

6.1.3 2015 年 2 月に、新しく任命された Hussain Alami Balkhi アフガニスタン難民帰還大臣は、帰還に関して、ヨーロッパ諸国との既存の覚書（MoU）の条件を再考することを望んでおり、新たな合意が取り交わされるまで、いかなる強制送還も行われるべきではないと述べたと報告された。大臣はまた、アフガニスタンの治安状況が安定しておらず、MoU が調印されてからの過去数年間に治安が深刻に悪化しており、国内の 80 パーセントが不安定かつ危険であるとの見解を表明したと伝えられている。同大臣は最近の声明の中で、「ア

フガニスタンの3州が非常に危険であると特に強調した。このことは、同大臣がアフガニスタンの34州のうちの2州のみ安全であると主張した、この不連続な一連の出来事の当初における彼の声明と著しい対照を成している」。

6.1.4 ヒューマン・ライツ・ウォッチも、2015年2月の報告で、次のように述べた。「パキスタンから本国へ帰還するアフガニスタン人の最近の増加は、パキスタン北西部のペシャワルの学校に対するパキスタンのタリバン分派、パキスタン・タリバン運動（TTP : Tehreek-e-Taliban）による2014年12月16日の攻撃以来、アフガニスタン人に対し地方自治体が自国へ帰還するよう強制的な圧力をかけていることと関連しているようである。この攻撃によって少なくとも148人が死亡し、そのほとんどが子どもであった。「パキスタン当局は、ペシャワルでのタリバンによる残虐行為を理由に、アフガニスタン人をスケープゴートにするべきではない」と、ヒューマン・ライツ・ウォッチの副アジア・ディレクター、Phelim Kine は語った。「アフガニスタン人を、彼らが危害に直面し、嫌がらせと虐待から彼らを保護しないかもしれない場所に帰還させることは、不法なのは言うまでもなく非人道的である。」国連の難民機関（UNHCR）によると、2014年12月と比べて2015年1月には9倍のアフガニスタン難民がパキスタンから送還された。UNHCRによる帰還の分析結果は、これら3,829人の帰還者のうち、かなりの割合が強制によるものであったことを示している。難民のほとんど全員が、パキスタンの3つの州—カイバル・パクトウンクワ、アーザードカシミール（Azad Kashmir）、パンジャブ—から帰還しており、これらの地域では同期間にアフガニスタン人の逮捕、勾留、立ち退きの増加が報告された」。

[目次に戻る](#)